

由利本荘市認知症カフェ運営補助金交付要綱

平成29年7月1日

令和2年4月1日

令和5年3月31日

改正 令和6年3月31日

(目的)

第1条 この要綱は、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族が、地域住民や認知症に携わる専門職等と相互に情報を共有し、集うことのできる認知症カフェを自主的に運営する取り組みを支援するため、由利本荘市認知症カフェ運営補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において認知症カフェとは、次の各号に掲げる要件を全て満たすものをいう。

(1) 主な活動内容

- ア 認知症の人やその家族等が気軽に集い、交流できる場を提供する。
- イ 利用者相互の交流や情報交換を行う。
- ウ 認知症に関する相談に対し適切な支援を行う。
- エ 認知症についての正しい知識や理解を深めるための講演会等の開催を行う。

(2) 由利本荘市内の利用者が参加しやすい場所（交通の便が良い、駐車場が確保されている、気軽に入りやすい等）で開設することとし、広さは10人以上が利用できるスペースがあること。

(3) 月1回以上定期的に開設することとし、1回あたりの開設時間はおおむね3時間以上とすること。

(4) 認知症カフェ事業に携わる運営スタッフ数はおおむね2人以上とし、そのうち認知症の人やその家族からの相談に対応できる専門職（医師・看護師等の医療関係者、介護支援専門員または介護事業所等で介護の業務に従事して

いる者、もしくは介護の業務の経験のある者)を1名以上配置し、相談機能を有すること。

(5) 認知症キャラバンメイト、認知症サポーター、一般市民等の市民ボランティアの積極的な参加を促進すること。

(6) 地域包括支援センターや市内の介護サービス事業所等、また地域の関係者等と連携を図り、地域に開かれた場になるよう努め、利用者の拡大を図ること。

(7) 認知症カフェの周知を行うこと。

(8) 補助事業の開始後3年以上継続した事業実施が見込めること。補助金は補助事業の決定の日から3年を超えない範囲とする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、自主的に認知症カフェを運営する法人及び団体(以下「団体等」という。)で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 由利本荘市内に所在する団体等で、認知症に関する活動実績がある又は継続的な活動を行うことが見込まれること。

(2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体等でないこと。

(3) 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でないこと。

(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、認知症カフェの運営に直接要する次に掲げる経費とする。

(1) 報償費

(2) 需用費

(3) 役務費

(4) 使用料

(5) 備品購入費(初年度に限る)

(6) その他、市長が適当と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、国、県および市の他の補助金等の交付を受けている経費は、補助対象経費としない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額から利用者負担金その他収入額を控除した額の年間総額3分の2とし、1団体あたり年間10万円を限度とする。

2 補助金の額に、1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 備品購入費は事業開始の初年度のみとし、50,000円を上限とする。

(補助金の申請等の手続き)

第6条 補助金交付の申請、決定報告等の手続きについては、条例(平成17年由利本荘市条例第53号)の定めるところによる。

(補助金の請求)

第7条 補助金の決定を受けた補助事業者は、交付決定額の2分の1を超えない範囲において補助金の概算払いの請求を行うことができる。

(実施期間)

第8条 補助金事業の実施期間は、令和7年3月31日までとする。

(留意事項)

第9条 補助事業者は、事業の実施にあたって、次に掲げる点に留意すること。

(1) 補助事業者及び運営の協力者は、利用者及び家族の個人情報及びプライバシー保護に万全を期するものとし、正当な理由なくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 補助事業者は由利本荘市と協働し認知症に係る施策の推進に努めること。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 3 1 日）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。